**平成２８年（フ）第２２３２号**
札幌市豊平区月寒東１条２丁目７番23―103号
債務者　金子　信治
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２２３５号**
札幌市豊平区平岸３条３丁目２番20―203号
債務者　藤川あかね
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２２５７号**
札幌市東区北27条東９丁目３番７号　ライムライト27Ｂ号
債務者　坂本　幸男
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２２５８号**
札幌市東区北27条東９丁目３番７号　ライムライト27Ｂ号
債務者　坂本　智子
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２２５９号**
札幌市東区北27条東９丁目３番７号　ライムライト27Ｂ号
債務者　坂本くるみ
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２２６５号**
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目５番26号　パークプラザＡ102
債務者　大久保孝志
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２２６６号**
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目５番26号　パークプラザＡ102
債務者　大久保明美
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２２６８号**
札幌市北区麻生町４丁目１番３―209号
債務者　板敷　信男
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２２８６号**
札幌市北区屯田４条１丁目６番３号
債務者　澤谷　圭一
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２２８９号**
札幌市豊平区平岸４条７丁目７番３号　レジデンス佐野203号
債務者　笹内　香織
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２２９１号**
札幌市豊平区平岸２条12丁目１番１―101号
債務者　小林　忠芳
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２２９６号**
札幌市東区北11条東13丁目１番14号　クルーズハウス環状通りＢ―３号
債務者　大脇　　明
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第２号**
札幌市北区北28条西２丁目２番１号　コモア28―101号
債務者　沼田　宏美
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２１９号**
釧路市阿寒町北町３丁目２番７―22号
債務者　小川　友和
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
釧路地方裁判所

**平成２８年（フ）第３３３号**
群馬県伊勢崎市西田町27番地１　末広コーポ201
債務者　小山　良治
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２８年（フ）第２４０号**
静岡県富士市松岡1255番地の５六軒屋アパート102号
債務者　渡邉　眞昭
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２８年（フ）第２４５号**
静岡県富士市松岡331番地の３
債務者　藤野　龍雄
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
静岡地方裁判所富士支部